

# 定期監査結果報告

(平成26年2月20日公表)

監査

高松市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により公表します。

平成26年2月20日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

井上 孝志 (いのうえ たかし)

落合 隆夫 (おちあい たかお)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 平成25年度定期監査結果報告等について

## 1 監査対象部局

都市整備局

## 2 監査実施期間

平成25年10月28日から平成26年1月15日まで

## 3 所属別監査結果

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	都市計画課		1	1
2	(土地区画整理室)			
3	道路課	1		1
4	河港課	1		1
5	まちなか再生課			
6	建築指導課			
7	公園緑地課	1		1
8	建築課			
9	住宅課			
	合計	3	1	4

【指摘】  
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】  
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 4 監査対象事務

行政事務の執行および財務に関する事務の執行

## 5 監査対象となる事務の執行年度

平成24年度および平成25年度

## 6 監査の方法

平成24年度および平成25年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## 7 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 【平成25年度 都市整備局定期監査結果一覧】

H26.2.20

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	意見	屋外広告業の更新登録に関する手続等について	P3	都市計画課
No.2	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について	P4	道路課
No.3	指摘	業務委託契約に係る仕様書の作成について	P5	河港課
No.4	指摘	緊急工事に係る発注簿等の事務処理について	P6	公園緑地課

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 定期監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成25年度 都市整備局 定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第1号

告示日

平成26年2月20日

所管課等

都市計画課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

屋外広告業の更新登録に関する手続等について

内 容

高松市屋外広告物条例および同施行規則の規定により、本市において屋外広告業の登録を受け、当該登録の期間満了後、引き続き屋外広告業を営もうとする業者は、満了の日の90日前から30日前までの間に所定の申請書を提出し、更新の登録を受けなければならない。これらの登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合は罰則の対象となることから、更新登録の手続については所定の期間内に行う必要があるが、屋外広告業者への更新登録の案内通知は適切に行われていたものの、罰則規定についての周知がなく、また、職員の同条例等に対する理解が不十分であるように見受けられたので、今後においては、関係規定にのっとった事務処理がなされるよう努められたい。

## 定期監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成25年度 都市整備局 定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第1号

告示日

平成26年2月20日

所管課等

道路課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について

内容

平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託および軽易な工事については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な労働条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成25年度の高松駅前広場管理業務仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

## 定期監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成25年度 都市整備局 定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第1号

告示日

平成26年2月20日

所管課等

河港課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

業務委託契約に係る仕様書の作成等について

内 容

高松市契約規則第18条の2では、随意契約により契約を締結しようとする場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことを規定しているが、平成24年度女木港海岸緑地清掃等業務委託ほか9件の各清掃等業務委託については、同一の金額により契約が締結されているが、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されておらず、実績報告書の内容に照らしても、同額により契約を締結することについて合理性を欠くものとなっているので、今後は、委託料の積算根拠となる業務内容を明確に記載した仕様書を作成の上、契約の締結を行うとともに、仕様書の内容に沿った実績報告書を提出させることにより、適正に業務の履行確認を行われたい。

## 定期監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成25年度 都市整備局 定期監査

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成26年2月20日	
所管課等	公園緑地課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	緊急工事に係る発注簿等の事務処理について			
内容	<p>緊急工事に係る発注簿等の事務処理については、発注簿等財務処理要領および高松市緊急工事事務処理要領に基づき適正に行わなければならないが、平成25年5月16日付け起案（発注時）の香西5号線枯損木撤去緊急工事に係る発注簿（見積時等）については、起案日の記入がされていないので、今後、同種の発注を行う場合は、これらの要領により適正に事務処理されたい。</p>			

# 平成25年度定期監査結果報告等について

## 1 監査対象部局

行政委員会等

## 2 監査実施期間

平成25年10月28日から平成26年1月15日まで

## 3 所属別監査結果・・・指摘・意見なし

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	監査事務局 監査課	/		
2	選挙管理委員会事務局 選挙課			
3	公平委員会			
4	農業委員会事務局 農政課			
5	市議会事務局 総務調査課・議事課			
	合計			

【指摘】  
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】  
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 4 監査対象事務

行政事務の執行および財務に関する事務の執行

## 5 監査対象となる事務の執行年度

平成24年度および平成25年度

## 6 監査の方法

平成24年度および平成25年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## 7 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていた。